

<可決された意見書>

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国において地方消費者行政の充実策が検討されているところであるが、一方で地域主権改革の議論が進み、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念される。もとより地方自治体が独自の工夫・努力により消費者行政を充実させることは当然であるが、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制に格差がある。

また、国からの支援として地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化などの継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、地方消費者行政充実のため、次の事項について、特段の措置を講ぜられるよう要望するものである。

- 1 地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供する観点から、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体が利用しやすい制度の枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実、強化を図るため、相談員が専門性に見合った待遇のもとで安心して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会
内 閣 あ て

平成23年9月30日

相 模 原 市 議 会

<可決された意見書>

慢性疲労症候群患者への支援を求める意見書

慢性疲労症候群（ＣＦＳ）は、生活が著しく損なわれるほどの強い疲労が少なくとも６か月以上の期間、持続ないし再発を繰り返し、微熱、咽頭痛、リンパ節腫脹、睡眠障害、思考力低下などの症状を伴い、尿や血液検査などで異常が見つからない疾患であるが、原因が特定されておらず、治療もない難病である。

国内では２２万から３８万人が罹患していると推定されているが、治療に当たる専門医師も極めて少なく、患者たちは医師だけでなく、家族や友人からも理解を得られないままに、孤独の中で深刻な病状と闘っている。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、患者の実態を調査し、ＣＦＳの正しい認識を広め、病気の原因を特定する研究を進めるために、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 厚生労働省に専門の研究班を発足させ、患者の実態を調査し、この病気の真の原因を究明すること。
- 2 ＣＦＳを医療関係者や国民に周知し、全国どこでも患者たちが診察及び治療を受けられる環境を整えること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

国 会
内 閣 あ て

平成２３年９月３０日

相 模 原 市 議 会